

## 第2回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

1 日 時 平成29年10月12日(木) 午後2時～3時40分

2 場 所 山梨県立国際交流センター1階 大会議室

3 出席者

(委員)

有田明美、木村定則、小林千尋、宿澤理恵、竹内正直、時田眞男、中込香代子、  
仁科加代子、馬場正江、藤井道孝、柳田正明、渡邊秀昭  
(五十音順)

(県側等)

福祉保健部次長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、交通政策課、  
防災危機管理課、健康増進課、産業人材育成課、高校改革・特別支援教育課、  
警察本部交通規制課

(事務局)障害福祉課

企画推進担当(5人)、施設支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、  
心の健康担当(1人)

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

(1)開会

(2)福祉保健部次長あいさつ

(3)会長あいさつ

(4)議事

報告事項

やまなし障害者プラン2015の平成28年度末における進捗状況について

協議事項

次期障害者プランの策定について

その他

(5)その他

(6)閉会

6 会議に付した議題

(1)報告事項

やまなし障害者プラン2015の平成28年度末における進捗状況について

- ( 2 ) 協議事項  
次期障害者プランの策定について
- ( 3 ) その他

## 7 議事の概要

- ( 1 ) 議題「やまなし障害者プラン2015の平成28年度末の進捗状況について」  
議題について、資料1により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局から説明がございました。この件について、御質問がありましたら承ります。

(委員)

2点お願いします。1ページ目の社会適応訓練事業の実績が5人のところ3人ということで、この制度は非常に素晴らしい制度だと思うのです。なぜこの素晴らしい制度を活用しないのかという点をお聞きできたらと思います。もう1点、相談支援サービスのところなのですが、国の相談支援事業が事業者による制度に切り替わる前に、山梨独自の制度があって、南アルプス市、中北圏域で活発に地域の支援者、病院、ボランティアさん、様々な方が入りまして、私も委員としてお手伝いさせてもらったのですが、大阪にも派遣させていただいて、大阪はかなり重度の方を地域移行しています。素晴らしい地域移行の仕組みだったのですが、最近、報告にもあるように、地域移行が減少しているという点では、地域の力をもっと活用することが得策ですし、地域が変わることで、精神障害そのものがオープンになって、この制度がストップになる時に、支援者全員が福祉プラザの4階に集まって最後の報告を行う集会があった折にも、この制度を県独自でも進めてもらえないかという御意見もありました。それで、私も、精神障害をアピールする面でも、相談支援サービスを家族会としても重視していきたいと思いを込めて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

(議長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

まず、社会適応訓練事業の一般就労移行者数が目標値に達していない状況、これはなぜかという点でございます。現在、139の協力事業所がございます。うち、新規で事業所として御協力いただいている事業所が2事業所ございます。毎年、2ないし3の事業所に新たに御協力をいただいているところでございます。他方、その協力事業所のうち、現に利用している事業所というのが、9つございます。これは、協力事業所が増えている一方で、利用している協力事業所の数は低下しているという状況で

ございます。これは、資料1にございますとおり、御利用頂いている方の状態に合わせた、その方に合った事業所というものが、場合によっては、マッチしていないのかもしれませんが。この点を踏まえて、利用者が利用しやすい、また、それを望む事業所というものも増やしていく必要があるかと思えます。この点、本年度、また今後につきましても努めて参ります。

もう1点、相談支援についてでございます。地域移行という観点につきましても、地域の力を活用するということが肝要だと委員から御発言をいただきました。全くそのとおりでございます。この点を踏まえまして、次の議題にもなって参りますけれども、地域の力というものを存分に発揮できるような仕組みづくりというものを、今後、構築して参りたいと考えています。以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。委員よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

(委員)

不勉強なところがあるので、2点お聞きしたいです。1点目は、資料1の1ページ目の県立特別支援学校高等部卒業生の就職率について、桃花台学園は特別支援学校という名前が付いていないのですが、この中に入っているのか、いないのか、ということと、桃花台学園の取扱はどのようになっているのか、ということをお聞きしたいと思います。桃花台学園に入っている子どもについては、発達障害があるということで、発達障害のことが、このプランの中にも盛り込まれておりますので、入っていないとすれば、それはなぜなのかという理由を聞きたいと思えます。

もう1点は、1ページ目の福祉施設入所者の移行というところで、県自立支援協議会地域移行部会、この中味と、県としてどのような支援をしているのか教えてください。

(議長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

委員の御質問にお答えします。桃花台学園については、この数値の中に含まれております。桃花台学園は、発達障害といえますか、知的障害に対する特別支援学校でありますので、この数値の中には含まれております。

(委員)

入っていることが確認できれば、大丈夫です。

(事務局)

もう1点、自立支援協議会の地域移行部会についてお尋ねいただきました。これは、県の自立支援協議会の一部会としまして、精神保健福祉士や、精神障害また、知的障害なども含めて支援に当たっている方々で構成される部会でございます。この部会でまず、精神科病院の長期入院患者さんの退院をどのように具体的に進めて行くのかということのポイントに作業を進めて参りました。

これは、ガイドラインという形で資料をまとめまして、関係者に配付しながら、長期入院患者さんの退院の促進を図っているところでございます。今後、施設の入所者の地域移行につきましても、部会におきまして、具体的に取組んで参りたいと考えております。山梨県としましては、この地域移行部会がメインで協議をしていただいておりますので、事務局としまして参画をして取組の支援をしているところでございます。以上です。

(委員)

取組の要旨は、具体的なその活動支援ということではないのですか。

(事務局)

そうではありません。

(議長)

よろしいですか。

(委員)

はい。ありがとうございました。

(議長)

本日は、障害福祉課以外にも、お手元の資料にありますように、警察、交通、防災、健康増進、産業人材育成、高校改革とそれぞれの分野から、事務局として出席しておりますので、委員の皆様、心に留めておいていただきたいと思います。

続けて御質問があればどうぞ。

(委員)

いつも皆様には、山梨県障害者プランの作成、ありがとうございます。報告をお聞きして思ったのは、確かに山梨障害者計画に関する目標数値に対する進捗状況は、数字として表していただいているのですが、なかなか実感が掴みにくくて、本当ならば、全部の項目が達成されるということが望ましい訳です。その中で2つお聞きした

いと思います。

努力が必要な8項目の中の、心のバリアフリー宣言事業所の数です。心のバリアフリーのマークは見かけたことがあります。その事業所は、最初はいろんな障害者や高齢者に柔軟な対応をしてくれるのかと思っていたのですが、実はそうではなくて、様々な障害者を考慮している会社に対して、そのバリアフリー宣言事業所のマークを渡していることがわかりました。県として、心のバリアフリー宣言事業所について、どのように呼びかけているのかなど、広報についてお伺いしたいと思います。

もう1つは、数値の目標で、聴覚障害者に必要なものは何かということ、手話通訳者の養成がとても大切です。数字のずれがあるかもしれませんが、この参考資料1の3ページの中の28番目に手話通訳者の養成というのがありまして、平成26年度までの実績ということで118人という数字が載っています。これは、手話通訳者の試験を合格した人は118人なのですが、その年度、活動ができる手話通訳者は約半分、50人ぐらいになってしまう訳です。ですから、数字というのがどうも実態とイメージが違うと思います。

(議長)

事務局、御答弁いただけますか。

(事務局)

まず、1点目の御質問の心のバリアフリー宣言事業所の取組についてでございます。この心のバリアフリー宣言事業所につきましては、各事業者、これは必ずしも業態や雇用していることだけではなくて、おいでになられたサービスを利用する方、商品をお買いになられる方に、バリアフリーの対応をすることを宣言していただいた事業所を広く募りまして、登録をしていただくことによって、広く県民に対してバリアフリーを推進するために作られた制度でございます。先ほど申し上げたのですが、この資料は、平成28年度末のものでございますので、現段階では、421事業所が登録済みの状況でございます。理容店であったり、飲食店であったり、あるいは、金融機関、それから大手小売(スーパーマーケット)など、かなり広い業態で認知をしていただいている形で取組を進めているところでございます。

一方で、登録された事業所につきましては、県のホームページに宣言内容や、こういった配慮をお客様にします、といったことを含めて、掲載させていただくことによって、そういう輪が広がっていくよう取り組んでいるところでございます。

併せまして、県の幸住条例を改正した際に、山梨県におきましては、差別解消ネットワーク会議を設置したところでございます。これは、御承知のとおり、学校関係、民間の事業者等団体に参画いただきまして、障害者への差別解消、それから、合理的配慮について広く御議論をいただいているところでございますが、そちらの方にも、中小企業団体中央会など経済団体にも入っていただき、会員様に定期的にバリアフリー宣言事業所に御登録いただきたいと、県の方からも働きかけを行っており、その成果が出てきているものと感じております。

続きまして、手話通訳者の養成について、お答えいたします。ただいま、委員から御質問いただきました、参考資料1の3ページ目の手話通訳者の養成についてでございます。こちらの欄を御覧いただきますと、これまでの状況は、平成26年度までの実績という形で118人ということで記載がございます。平成27年に1人、平成28年度には残念ながら0人となっており、平成28年度末で119人ということでございます。この中で実際に、手話通訳者として活動されている方は、半数程度であることは承知しております。委員から御指摘をいただきましたとおり、実働していただける方をどうやって増やしていくのかということが、1つの課題と思っておりますし、この数は、過去からの通算でございます。この中で活動していただける可能性のある最大数ということでの記載となっております。

何よりも必要なのは、新たな人材を養成すること、また、登録を目指していくという2つの視点から、この問題を考えていく必要がございます。取組といたしまして、今年度12月に、手話通訳者の認定試験があり、現在、養成講座等を実施しています。この認定試験は、手話の実技だけではなくて、国語力が非常に問われる試験でありまして、これまでの試験の傾向では、片方が良くても、片方が良くないということで、悩む受験生もいることを承知しています。このため、今年度につきましては、国語力の向上に力を入れていきます。12月の試験で、何人合格いただけるかは、今後の状況を見ていきたいと思っておりますが、併せまして、実際に活動をしていただける方の数をどうやって増やしていくのかということも考えていきたいと思っております。以上でございます。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。ありがとうございました。

(議長)

他にございますか。

(委員)

1ページ目の下の右から2番目にあります地域生活拠点等整備ですが、これは各市町村に1ヵ所又は各圏域に少なくとも1ヵ所を目標としていますが、平成27年度から平成29年度まで、残念ながらゼロという結果になっています。聞くところによると、もう1期遅らせて、平成33年までに整備すればいいということが、あちこちから聞こえるのですが、それについての今の県の考え方や、どうして各協議会がいろいろやっていただいているのに、面的整備ができないのか、あるいは、各市町村が理解がなくてできないのか、これは、365日24時間、いつでも我々の子ども達が、それに駆け込めるといって本当に有り難い制度です。国においても制度を進めている訳で

すが、お答えをお聞かせいただきたい。

(事務局)

ただいまの委員の御質問にお答えいたします。こちらの数値はゼロ更新となっており、第4期の計画の中で、かなり重要なものと考えておりました。私どもといたしましても残念な状況でございます。これは、全国の状況から、こういった背景かということをお話をさせていただきませんが、地域生活支援拠点にどのようなことが求められるかということ、まず1つは、地域ですっと暮らし続けるために、何が必要かという視点に立ち、在宅の方が、親御さんが亡くなった後、地域で暮らしていける、例えば、入所というよりは、共同生活援助に移行していくことができるのか、そういう体験をしたり、在宅で頑張られている方は、どうしても親御さんが介護で疲弊することもございますので、そういった時に、ショートステイをどのように確保するかということ、それから、将来お子さんが親、兄妹姉妹が亡くなったりした時に、後見制度を利用して、地域で安心して暮らせるなどの取組を行っているところでございます。

また、いろいろな審議会で議論がされていますが、まだ方針が定まっておらず、市町村の取組が緩慢であったという一面は否めないと考えております。昨年9月の社会保障審議会のデータによりますと、全国の市町村は1700程度あるのですが、そのうち、平成28年9月時点で20市町村において整備済みという取組状況です。ただ、その後、国において、昨年12月に全国の自治体の担当者を集めて研修会をしたり、全国の障害者団体が集まって対応を練ったり、取組を行った結果、本県におきましても、徐々に各地域において、この取組に向けた動きが前進をしております。単独の市町村でおやりになるところや、他の市町村で組んでやるところなど、ある程度、県内のエリア分けが進んできております。また、地域自立支援協議会の場において、事業者部会等により、特に喫緊の課題であるショートステイの受け皿確保に向けての検討や検証がスタートしているところでございまして、国の財源につきましては、地域生活支援事業の中に、市町村事業として、安全安心生活支援のためのコーディネーター等を雇用する事業も準備がされております。

内々なのですが、いくつかの自治体で、こういった事業に取り組む方向で検討するという話も聞いております。大変大きな計画で平成32年度末までに整備することになっておりますが、こういった動きが加速化していくことを、私も期待をしておりますし、必要なサポートは行っていきたいと思っております。以上でございます。

(議長)

よろしいですか。

(委員)

私が質問したのは、要するに平成28年度末までは、ゼロだということと、その次のステップとして33年までにやるという、2つのステップについてです。本来はもうどこかに1ヵ所ぐらいスタートしていれば良いのですが、それが無いので。

県の自立支援協議会がいろいろ検討する、あるいは、甲府の自立支援協議会でいろいろ検討する、結局、面的整備ができなくて、どこも手を挙げないから、そのままで行ってしまうのではないかと思ったものですから質問しました。今の御説明である程度理解はできましたけれど、次の30年から32年において同じようなことがあっては困ると思って、質問しました。以上です。

(事務局)

補足させて下さい。面的整備というキーワードが出てきましたので、こちらについて補足をさせていただきます。地域生活支援拠点等の整備という表現でございますが、類型では2つございます。1つは、拠点等ということで、こういった体制を組んだ、一般的な拠点という施設を設けて、相談やショートステイをワンストップでできる事業所を立ち上げるというスタイルがございます。

もう1つ、今、委員から御指摘がありました面的な整備ということで、既存の施設が連携・連動いたしまして、いろいろなサービスをそれぞれ担っていくということでございます。委員の御指摘のとおりでございますが、現在がゼロだったという原因の1つとして、面的整備について、関係機関と調整がつかなかったということは、事実であると認めたいと思います。また、今後、取り組まれる課題につきましては、全県の中では、面的な整備で行くということ聞いております。拠点という形ではなくて面的な連携、既存事業を使いながらということなのです。

もう1つ補足をさせていただくならば、利用者の施設利用の実態は、多岐に渡っていきまして、例えば、甲府市の利用者の方が、北杜市の施設を利用したり、その逆があったり、そういった動きをどうしていくのかということもあることは事実でございます。市町村の方で、今、その実態を確認している様子でございますけれども、今まである資源を使いながらやっていくということですので、支援をしていければと思っている次第であります。以上です。

(議長)

ありがとうございました。他にございませんか。御意見等なければ、本件に関する質疑は以上で終わらせていただきます。進捗率の低い施策については、今年度が最終年度ということでもありますので、引き続き、目標達成に向けて、更なる御尽力をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、第1議題につきましては、これを了承することで御異議はございませんか。

(委員)

- 承認 -

(議長)

ありがとうございました。では、引き続き、第2議題であります、次期障害者プラ

ンの策定について、事務局、御説明をお願いします。

(2) 議題「次期障害者プランの策定について」

次期障害者プランについては、当面「やまなし障害児・障害者プラン2018(仮称)」とし、策定を進めていくこと、また、現在の策定状況を、資料2-1、資料2-2、資料3により説明を行った後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

事務局から御説明をいただきました。次期障害者プランにつきまして、御質問、御提案がございましたらお願いします。

(委員)

いろいろ、お考え頂いたことは分かりますが、率直に言って、印象的に旧プランのものの方がかなり練ったものであると感じてしまいました。

例えば、新プランの柱「(1)心のバリア・物理的バリアの除去」はイコール「バリアフリー」で旧来からずっとあった言葉であり、これが、また柱の方に戻ることになります。むしろ、時代の流れからすると「差別の解消及び権利擁護の推進」が直近の課題であり、腑に落ちるのではないかという印象を持ちます。

その下の「(2)自立生活・自己決定の支援と障害福祉サービスなどの充実」については、今、「意思決定支援」という言葉が出てきていて、「自己決定」でも良いかなと思ったのですが、資料2-1の「基本的視点」に、「(1)障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」とあります。前出の言葉を踏襲しつつ、重複を避ける観点から「意思決定の尊重及び支援」などを検討してはどうかと思います。

3つ目の柱、「(3)障害のある人の能力・生活の質の向上」についてであります。が、「能力」という言葉は、1980年のICIDH(国際障害分類)における区分を想起させます。であれば、旧プランの「力」とした方が妥当かなと思いますし、あるいは、2001年のICF(国際生活機能分類)に使われている「活動」「参加」などを検討しても良いのではないかと思います。

基本的施策の「雇用・就労、経済的な自立に向けた支援」の「経済的な自立」については、経済的な自立をしていなくて働いている人の意欲を否定するのかということにもなってしまうので、「経済的な自立」を強調する妥当性はあるのかということは、検討していただきたいと思います。

最後に、資料2-1の「基本的視点」の「(5)障害のある高齢者・子ども・女性といった複合的困難に配慮した、きめ細かい支援」には違和感があります。「高齢者・子ども・女性」イコール「複合的困難」と捉えられてしまう恐れがありますので、精査していただきたいと思います。

(議長)

御指摘・御提言がありました。事務局、いかがですか。

(事務局)

御指摘を頂きました事項については、持ち帰り検討し、改めて御報告をさせていただきます。ありがとうございました。

(議長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

(委員)

基本的な施策の表のところですが、体系の中味に、もちろん反対ではないのですが大切にしたいのは、施策の中でそれを推進していくためには、問題があって、課題があって、どのように取り組んでいくのかを知りたいと思うのです。その議論は今日はできないようですので、次の12月の会議の時に議論をするということによろしいですか。

もう1つは、新の方の(3)「障害のある人の」という言葉ですが、この表現が気になります。このプランは、「やまなし障害児・障害者プラン 2018」ですが、旧の方には、それを使っていません。新の方の「障害のある人」という言葉ではなく、旧の「自らの力」という言葉を参考にしながら、この言葉をもう少し検討していただきたいと思います。

(議長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

いただきました御意見につきましては、持ち帰りまして検討させていただきますし、表現につきましても、他の委員さん等の中で、またお考えがあらうかと思しますので、御意見がぶつからないものであれば、持ち帰って検討したいと思います。

(事務局)

補足させてください。委員から2点御質問いただいた、最後の具体的な取組については、今回はやらないのかということですが、私ども障害福祉施策を進めていく上で体系的な取組を検討させていただきたいと思っております。施策の骨格から徐々にブレイクダウンする形で検討をお願いできたらと思っております。具体的な施策につきましては、今回、御意見をいただくことは、時間の許す限りいただきたい

と思っておりますけれども、主には、12月に開催する第3回目の本協議会でいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。委員よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございませんか。

(委員)

私もこういう場合は、不慣れなもので間違いがあるかもしれないのですが、障害を持った方たちが、生き生きと地域で暮らすためには、私も所属しております作業所や事業所が良い運営ができることが大事なことではないか、ということを感じています。作業所の環境づくりや支援等が必要なのではないかと思います。景気もだいぶ回復してきているとは言いながらも、最低賃金を払える人が大変少ない。実際に仕事の中味も、昨今、障害のある方ができる仕事がやはり減っておりまして、それをうまく、少しでも単価が上がるような仕事を作業所に対してアドバイスをするなどの連携をしていけないのかということ、実際に作業所を運営してみて感じているところです。内職屋さんに行ってみたりするのですが、自分たちができる仕事が大変限られていますし、私達が何日もかかって補助して、やっと仕上げた仕事もずいぶん単価が安くびっくりしてしまいます。労働賃金がこんなものなのかと、すごく悲しい思いをいたしますので、そのようなことへの支援を、プランに盛り込むことはできないのかという意見です。

また、最近、ひきこもりによって、教育を受けなかったお子さんたちが、大人になって勉強したいと言っている人が増えています。そういった方たちにパソコンを指導したり、勉強も自分でドリルを買ってきて教えてほしいという方もいるのです。そういうニーズに応えられるような内容が、このプランの中に盛り込めるといいと思いますし、作業所や事業所といった受け皿の視点でプランの中に盛り込めたら有り難いです。その辺はいかがでしょうか。

(議長)

御提案がありました。事務局、いかがですか。

(事務局)

お答えいたします。ただいま委員からいただきました御意見は、大変貴重なところでございまして、今回、新しく作ります計画に付随する計画ということで、障害の作

業所などで、工賃を向上させる工賃向上支援計画を同じタイミングで策定をすることとしており、その中で具現化していきたいと思っております。

さらに言うと、ひきこもりの方が学び直しのお機、大きく言うと社会参加というジャンルになるかと思ひますが、文化、スポーツ、芸術という分野での記載になるかと思ひますので、そちらの方に記入して参りたいと思ひます。以上でございます。

(議長)

関連して何かございますか。

(事務局)

ひきこもりについてでございます。先ほど、説明がございましたが、山梨県にあっては、平成27年から、より強力に市町村や民間団体と連携しながら、ひきこもりの対策をしているところでございます。ひきこもりにつきましては、その背景としまして、精神障害があったりですとか、発達障害があったりですとか、というベースがござひます。このことから、次期計画につきましては、この点に着目した施策の展開をできないだろうか、そのことを検討して参りたいと考えております。以上でございます。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

(委員)

私も既存プランのタイトルの方が非常にしっくりいくというか、新しいプランの、施策の柱の1、2、3とも、基本的施策の3つや5つの個別の中味をそれぞれまとめるタイトルにはならないのではないかとと思ひます。

私は精神の方ですので、精神においては、極めて先進国の中では劣っているし、ましてや、差別解消という問題1つとっても、国の施策は相模原の事件から何も学んでいないのではないかと感じております。これは障害者全体がそう思っているのだろうと思ひます。

例えば、1番目のところでは、差別や人間としての権利が守られている環境が極めて希薄であると思ひます。それから、2番目の自立、生まれ育ち住み慣れまちとするのであれば、安心して暮らして行きたいというのが、障害者の思いだと思います。特に医療・福祉の面において、精神の医療の領域については、少しだけは形になります

が、本当に精神の障害が求める医療の提供を、私は簡単にやれると思うのですが、それがまだなされていないです。右側にある、生まれ育った地域ですね、保健・医療の充実が求められているし、そういう点では、もう1度、お考えいただければ有り難いなと思います。

それから、今回特に、障害のある人の能力、資質の向上という面では、新たに文化、芸術活動という面を含むという形だと思うのですが、オリンピック、パラリンピックに向けて幸いにも、私どもの県立美術館の館長さんが、文化庁の流れの中で先頭に立って、このことを声を大きくして叫ばれ、今回、そういう面では、山梨はオリンピックに向けて障害者の文化活動がもっと旺盛に羽ばたくというか、今回、イタリアやオーストラリア、日本の障害者を中心としたアートが送られる、また、付き添っているような文化を障害者の先進国に送り出せるということは、すごくうれしいですし、そういう面では、是非、御苦労頂いた障害者に対する県民意識調査の報告を見せて頂き、それから障害者団体との意見交換の状況の中に、今回、新たに位置付ける中味がきちっと、この中に明示されているんだろうと思います。そういう面では、このように冊子にまとめて頂いて有り難いと思いますし、たった1行の中にもやはり、是非これは、というものもありますし、この協議会で幅広い御議論を頂ければ有り難いと思います。

1点だけ、自立支援協議会からの御意見が今回、間に合わなかったのでしょうか。いつ出るのか報告をお聞きしたいことと、団体のコメントの中にも、自立支援協議会から当事者が抜けてしまったりとあります。もう少し頑張ってもらいたいと思いますし、お金の問題も、物理的な作業量の関係もありますが、たった400の意見しか聞かないのかという思いも合わせて苦評ですけど、よろしくお願い致します。

(議長)

今の御発言は御意見として頂いておくということによろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

(委員)

資料2 - 1の新・障害児福祉計画について、小児慢性の相談員をしている立場から、次の会議にいろいろなことが盛り込まれるのかなと思っています。今回は読み取れないのですが、例えば、前回の会議の中で出ましたように、最近、医療技術の進歩とともに、NICUの慢性的なベッド不足、医療ケアということが、流行文句のように言われます。そういう子が地域に移行する場合、例えば、人工呼吸器を付けて地域に帰れますかという問題に対して、アンケートの中では、日中預かりとかショートステイ先がないなど、山ほど、問題が出ております。更に、その先の教育の問題であるとか、

そういう障害を持った子どもたちが成長していくにつれての施策というのが、読み取れるような施策の提示を次回は期待したいと思います。以上です。

(議長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

先ほどの委員の御意見にも係わって参りますけれど、ただいま、自立支援協議会の重度心症部会で、医療的ケア児、あるいは、医療的ケアが必要な障害者の支援体制について検討させていただいております。それらも含めて、次回の本協議会の中で、説明させていただきたいと思います。それに先だって、自立支援協議会の方でも本会が、この秋、開かれる予定になっておりますので、意見の取りまとめを行い、こちらの方にその意見も踏まえた提案をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

実は今日、視覚障害者の委員が欠席になっております。視覚障害者協会の役員の方から依頼をされたことがございますので、御披露だけさせていただきます。

最近、視覚障害者の鉄道駅における事故が非常に多発しており、10月3日の山梨日日新聞に、視覚障害者が大阪で電車にはねられて死亡したというニュースが出ておりました。本県でも、死亡にはならないけれど、非常に危険にさらされたという経験を持つ視覚障害者がたくさんいるということです。

乗降客10万人以上の鉄道駅については、防護柵を設けることができるということになっておりますが、聞くところによると来年の末までに、1万人以上に改定されるとのJR八王子支社のお答えがあったそうであります。いずれにしても、ホームの危険なところの内側に、視覚障害者が歩行して分かるような内方線を設けることは、そう難しいことではなく、お金のかからないことなので、できるだけ早く、せめてJRの駅ぐらいいは、設置してほしいという要請がございました。現在、内方線があるのは、竜王駅と山梨市駅と石和温泉駅の3つだそうであります。身延線では、10くらいの駅が内方線を設けているそうです。是非、運輸局に対して強力で問題提起をしていただいて、山梨県から視覚障害者が不幸な死に遭わないように、お願いしたい。障害者施策に、これを強く反映してほしいというお話がありましたので、申し添えておきます。よろしくお願いいたします。

他にございますか。

(委員)

- なし -

(議長)

ありがとうございました。なければ、第2議題であります「次期障害者プランの策定について」の論議を終了したいと思います。これに御同意をいただけますか。

(委員)

- 承認 -

(3) 議題「その他」について

次のとおり意見交換を行った。

(議長)

議題3として「その他」で何かございますか。

(委員)

調べてきた訳ではないのですが、先ほど、手話通訳者の話が出ましたので、ちょっと頭に浮かんだことを話したいと思います。私は、中央市に住んでいますが、中央市には、手話通訳者養成講座というものをやっていて、その講座の教材が、4,000円程度するのです。公の場所で仕事として行う手話通訳者ではなく、身近にいる聴覚障害者の方と、簡単にふれあうために手話を覚えたい人がたくさんいると思うんです。専門職になるならば、高額のお金を出してでも良いとも思うのですが、身近に、ご近所の方など、簡単にみんなとお話ができるような講座で勉強できたらいいなと思いついて、そういう教材が、県の方から無償で配付されましたら、嬉しいと思いついたので意見を言わせていただきました。

(議長)

御希望、御意見として承ります。他にございますか。

(委員)

とても大切な御意見ありがとうございます。今、中央市でやっているのは、手話通訳養成ではなくて、手話奉仕員の養成講座です。市町村が主体となって、地域の聴こえない人と、聴こえる人が手話で会話をして、お友達になろうとそういう目的で開かれている講座です。テキスト代は3,240円です。他に比べて少し高額かもしれませんが、講習会はカリキュラムに基づいて進められています。手話通訳者養成講座は、県が、山梨県聴覚情報センターに委託をして、1年間かけて手話通訳者になるための講座として行っています。ちょっと中味が違うものが県内に2つあるということです。聞こえない人は、地域で手話ができる人を増やしてほしいと思いますし、手話通訳者は、仕事ですから、また奉仕員とは違うのですが、手話通訳は病院や会議に派遣をされて、そこで仕事をします。それは、それで、もっと大勢の人数がほしいのですが、2つの仕組みで養成されているということです。

(議長)

ありがとうございました。事務局、何かございますか。

(事務局)

手話通訳者及び手話奉仕員の養成については、私どもも手話に関心を持っていただける層を広げていくということが、より専門性が高い手話に長けた方を養成することにつながるという考え方を持っておりまして、様々な場を通じて手話の普及、啓発を図っていくところでございます。例えば、県政出張講座と申しまして、小さなお子さん、小中学校から始まって、手話に関心を持ってくださる層を広げていき、さらに専門的に習っていきたいという方々を、その中から生み出していくという取組を進めて参りたいと考えております。テキスト代の負担については、今後の課題だと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(議長)

他にはよろしいでしょうか。

(委員)

- 承認 -

(議長)

国の障害者基本計画を踏まえた次期障害者プランについて慎重な御検討をいただきました。今期プランの実績の果実をしっかりと生かし、実効性の高い障害者施策が積み上がるように御期待申し上げて議長としての任を解かせていただきたいと思います。円滑な議事の進行に御協力を頂戴いたしまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

## 8 その他の概要

(司会)

それでは、次第の「5 その他」ですが、事務局から今後の予定と報告がございます。

(事務局)

本年度、本協議会の委員の皆様の御意見をいただきながら、計画の策定作業を進めております。第2回目である今回の協議会でいただきました御意見等を踏まえ、計画の素案の策定を進めて参ります。

今後は、12月の後半になるかと思いますが、第3回目の施策推進協議会を開催し、新プランの素案について御審議をいただいた上で、1月の後半に1ヵ月程度、パブチックコメントを実施し、御意見をいただくこととなります。その後、パブリックコメント等の御意見を反映させ、新プランの最終案を策定いたします。その最終案を、平成30年3月に開催いたします、第4回目の障害者施策推進協議会において御審議

をいただく予定です。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(司会)

事務局からは以上でございます。委員の皆様から、何かございますか。

(委員)

今回は、1時間30分ではなく、もう少し時間を頂戴したいと思います。

(委員)

本日は、立派な資料をたくさんいただきました。事前に送ってきた資料を、更に、また当日もいただくということは、もったいないと思いますので、当日の分はなくても良いのかと思いました。御検討をお願いします。

(司会)

御意見をいただき、ありがとうございました。

以上で、今年度第2回の山梨県障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。

皆様、本日は、ありがとうございました。